

定 款

社団法人 漁業情報サービスセンター

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人漁業情報サービスセンターという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都中央区豊海町4番5号におく。

(目的)

第3条 この法人は、漁況海況に関する情報など漁業に必要な情報のサービスを行ない、もって漁業資源の効率的な利用の促進および漁業経営の安定を図るとともに、漁業に関する情報化技術の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 漁況海況その他漁業に関する情報のサービス
- (2) 漁業に関する情報の収集および処理技術の開発
- (3) 漁業情報の効果に関する調査および研究
- (4) 漁業資源および海洋に関する知識の普及
- (5) 前各号の事業に附帯する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 この法人を構成する者は、次に掲げるものとする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員

(正会員)

第6条 この法人の正会員の資格を有する者は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方公共団体
- (2) 漁業者の組織する団体

(加入)

第7条 この法人の正会員になろうとする者は、加入申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第8条 正会員は、会費を納めなければならない。

2 既納の会費は、正会員の脱退の場合においても、これを返還しない。

(脱退)

第9条 会員は、次の事由によりこの法人を脱退する。

- (1) 会員から退会の申出があったとき
- (2) 会員たる資格の喪失
- (3) 破産または解散
- (4) 除名

2 前項第1号の申出は、退会の30日前までに退会届を会長に提出して行なわなければならない。

(除名)

第10条 この法人は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合において、この法人は、その会員に対して、その総会の開催日の10日前までに、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

- (1) この法人の事業を妨げ、またはこの法人の名誉をき損する行為をしたとき。
- (2) 会員としての義務の履行を怠ったとき。
- (3) 会費を3ヶ年以上滞納したとき。

2 会長は、除名の決議があったときは、その旨をその会員に書面をもって通知するものとする。

(賛助会員)

第11条 この法人の目的に賛同する者は、所定の賛助会費を納入してこの法人の賛助会員となることができる。

2 賛助会員については、第7条および第8条第2項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「正会員」とあるのは、「賛助会員」と読み替えるものとする。

第3章 役職員等

(役員の数および選任)

第12条 この法人に次の役員をおく。

- (1) 理事 18名以上 23名以内

(2) 監事 2名

- 2 役員は、総会において選任する。
- 3 理事は、会長1人および副会長1人を互選する。
- 4 理事は、必要に応じて専務理事1名および常務理事1名を互選することができる。
- 5 総会において必要と認めるときは、理事の現在数の4分の1までは正会員の代表者以外の者から選任することができる。
- 6 理事および監事は、相互に兼ねることができない。
- 7 理事のうち、同一親族(3親等以内の親族およびこの者と特別な関係にある者をいう。)または特定の企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えて

はならない。

(役員 の 職務)

- 第13条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠員のときは、その職務を代行する。
 - 3 専務理事は、会長および副会長を補佐し、会長および副会長ともに事故あるときは、その職務を代理し、会長および副会長がともに欠員のときはその職務を代行する。
 - 4 常務理事は、会長、副会長および専務理事を補佐し、会長、副会長および専務理事のすべてに事故あるときは、あらかじめ会長の定める順位により、その職務を代理する。
 - 5 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を執行する。
 - 6 監事は、民法第59条に規定する職務を行なう。

(役員 の 任期等)

- 第14条 役員任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。
- 2 補欠または増員による役員任期は、前任者または現職の役員残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任または任期満了の場合においても、その後任者が就任するまでは、その職務を行なうものとする。
 - 4 正会員の代表者のうちから選任された役員は、その会員の代表者でなくなったときは、役員地位を失うものとする。ただし、その役員の後任者が就任するまでは、その職務を行なうものとする。

(解 任)

- 第15条 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為をしたとき、その他特別の事由があるときは、総会の議決を経て解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

第 16 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員は総会の議決を経て、報酬を支給することができる。

(顧 問)

第 17 条 この法人に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、理事会の推せんにより、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な業務に関し、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

(職 員)

第 18 条 この法人に参事若干名および所要の職員をおくことができる。

- 2 参事の職務は、会長が理事会に諮って定める。
- 3 職員の任免は、会長が行なう。

第 4 章 会 議

(総会の種類)

第 19 条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席した正会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎事業年度 1 回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会において必要と認めたとき。

(2) 正会員の 5 分の 1 以上または監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第 20 条 総会は、民法第 59 条第 4 号に規定により監事が招集する場合を除き会長が招集する。

- 2 前条第 4 項第 1 号および第 2 号に掲げる場合には、会長は、請求のあった日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、少なくともその開催日の 10 日前までにその会議の目的たる事項、日時および場所を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第21条 この定款において別に定める事項のほか、次の事項は、総会の議決を経なければならぬ。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 会員および賛助会費の額ならびに徴収方法の決定または変更
- (4) 借入金の最高限度額の決定
- (5) 事業報告、収支決算および財産目録の承認
- (6) 規約および会計規程の制定または改廃
- (7) 理事会において必要と認められた事項
- (8) その他この法人の運営に関する重要な事項

(総会の議決方法等)

第22条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

- 2 総会は、正会員総数の過半数にあたる正会員が出席しなければ開くことができない。
- 3 総会においては、第20条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、第23条の各号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項については、この限りではない。
- 4 総会の議事は、次条に規定する場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

(特別議決)

第23条 次に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の4分の3以上の多数による議決

を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任
- (5) 長期借入金(その会計年度の収入をもって償還する短期借入金以外の借入金をいう。以下同じ。)の借入れ

(書面または代理人による議決)

第24条 正会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面または代理人により議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の日の前日までにこの法人に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

4 代理人は、代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。

(議事録)

第 2 5 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の日時および場所

(2) 会員の現在数

(3) 出席した正会員の数および氏名(書面表決者および表決委任者の場合にあつてはその旨

を付記すること。)

(4) 議案

(5) 議事の経過の概要および結果

(6) 議事録署名人の選出に関する事項

2 議事録には、議長および出席正会員のうちから、その総会において選出された議事録署名人

2 名以上が署名し、捺印するものとする。

3 議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

(理事会)

第 2 6 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

3 理事現在数の3分の1以上または監事から会議の目的である事項を示して請求があつたとき

は、会長は、請求のあつた日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

5 理事は、代理人によって議事に加わることができる。

6 前項の代理人となることのできる者の範囲は、理事会において別に定める。

7 監事は、必要に応じ、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第 2 7 条 この定款において別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、理事会において審議し、

または決定するものとする。

(1) この法人の業務を執行するための計画、組織および管理の方法

(2) 総会に附議すべき事項および総会の招集に関すること

(3) 総会の議決した事項の執行に関すること

(4) その他理事会において必要と認められた事項

(規定の準用)

第28条 第20条(総会の招集)第3項、第22条(総会の議決方法等)第1項、第2項および第4項、第24条(書面または代理人による議決)第3項および第4項ならびに第25条

(議事録)の規定は、理事会に準用する。この場合において、「総会」とあるのは「理事会」

と、「会員」とあり、および「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

(委員会および研究協議会)

第29条 会長は、この法人の事業遂行上必要と認められる場合には、理事会の議決を経て、委員会および研究協議会をおくことができる。

2 委員会および研究協議会の委員または委員長は、理事会の議決を経て、会長が、これを委嘱する。

3 委員会および研究協議会に関する必要な事項は、理事会において定める。

第5章 業務の執行および会計等

(業務の執行方法)

第30条 この法人の業務の運営は、規約および会計規程によるほか、理事会において定める。

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものによって構成する。

(1) 会費

(2) 寄附金品

(3) 資産から生ずる収入

(4) その他の収入

2 この法人の資産は、基本財産および普通財産とする。

3 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 基本財産と指定して寄附された金品

(2) 総会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

4 基本財産は総会において出席した会員の4分の3以上の同意を得、かつ、農林水産大臣の許可を受けなければ処分することができない。

5 普通財産は、基本財産以外の財産とする。

(経費の支弁方法)

第32条 この法人の経費は、普通財産をもって支弁する。

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会において定めるところによる。

(事業計画および予算)

第34条 会長は、毎事業年度開始前に、事業計画および収支予算の案を作成し、総会の議決を

経て、農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が決定しないときは、会長は、直近に開催される総会までの間、理事会の議決を経て、暫定予算を編成し、収入および支出

することができる。

3 前項の収入および支出は、当該年度の予算が直近に開催される総会において決定したときは、当該年度の予算に基いてなしたものとみなす。

(監査)

第35条 会長は、毎事業年度終了とともに次に掲げる書類を作成し、通常総会開催の20日前までに監事に提出してその監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表および財産目録

(2) 事業年度末における会員名簿

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出

しなければならない。

3 会長は、前項の書類を受領したときは、総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けておかなければならない。

(農林水産大臣への報告等)

第36条 会長は、毎事業年度終了後、前条第1項に掲げる書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 この法人が長期借入金の借入れをしようとするときは、農林水産大臣の承認を得なければならない。

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第38条 この定款の変更は、農林水産大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解散)

第39条 この法人は、法令の規定による場合のほか、総会において、出席者の議決権の4分の

3以上の多数による議決を経て、かつ、農林水産大臣の認可を受けて解散する。

(解散の場合の残余財産の処分)

第40条 この法人の解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、農林水産大臣の許可を

受けてこの法人と類似の目的を持つ法人で特別の法律により設立された法人または公益法人に

寄附する。

2 前項の規定により処分されなかった残余財産は、国庫に帰属する。

(清算人)

第41条 この法人が解散した場合は、総会において選任された者をもって清算人とする。

附則

1 この定款は、農林大臣の設立の許可の日（昭和47年4月15日）から施行する。

2 この法人の設立当初の事業年度は第37条の規定にかかわらず、この法人が成立した日から昭和48年3月31日までとする。

3 この法人の設立当初の役員は、第12条第2項、第3項および第4項の規定にかかわらず次

のとおりとし、その任期は第14条第1項の規定にかかわらず設立の日から第1回の通常総会の終了の日までとする。

附則

この定款の変更は、農林大臣の認可の日（昭和48年6月8日）から施行する。

附則

この定款の変更は、農林大臣の認可の日（昭和53年6月10日）から施行する。

附則

この定款の変更は、農林大臣の認可の日（昭和53年8月29日）から施行する。

附則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日(昭和60年6月24日)から施行する。

附則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日(昭和63年6月16日)から施行する。

附則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成3年7月3日）から施行する。

附則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日(平成11年6月24日)から施行する。

附則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日(平成13年10月2日)から施行する。